

県をまたぐ移動にかかる取扱いの変更について

本日、首都圏の1都3県の緊急事態宣言の発令が政府において決定され、明日、発令されることになりました。

このため、本学では、緊急事態宣言対象地域(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)への移動について、原則禁止します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が全国に広がっている状況から、それ以外の都道府県への移動についても、やむを得ない場合を除き、強く自粛を要請します。

上記にかかわらず、特別な理由により県外に移動する場合には、次の点に留意のうえ、あらかじめその必要性を慎重に判断してください。

- ① 帰県後2週間は健康観察期間とし、対面授業への出席はできません。(欠席扱いとなります。)
- ② 今回送付するチェックリストに、やむを得ず移動する目的を記載のうえ、時間に余裕をもって事前にクラス顧問に必ず提出すること。

今回の県をまたぐ移動についての通知は、学内に感染を持ち込まないために大学が決めたルールですので、しっかりと守ること。

令和3年1月7日 危機管理委員会

別紙1 県をまたぐ移動時の新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト(令和3年1月8日以降)

別紙2 県をまたぐ移動時のフローチャート(令和3年1月8日以降)

別紙3 感染リスクが高まる「5つの場面」